

県政協議会

令和五年八月二十一日（月）

午前十時三十分

- 一、令和五年七月十四日からの大雨による被害状況等について
- 二、台湾チャーター便の就航について
- 三、その他

7月14日からの大雨による被害状況等について

令和5年8月21日

1 被害状況等

(1) 人的被害

市町村	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	計
秋田市				4	4
五城目町	1				1
計	1			4	5

(2) 建物等の被害

ア 住家・非住家被害 (8月17日現在)

市町村名	住家被害 (棟)						非住家被害 (棟)			
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計	公共施設	その他		計
								全壊	半壊	
秋田市	8		2	3,352	2,187	5,549	8	1	7	8
能代市				111	199	310				
男鹿市		1	1	12	22	36			2	2
由利本荘市					3	3				
潟上市			1	6	40	47				
大仙市				16	31	47				
北秋田市				1	1	2			1	1
仙北市				8	49	57	1			
上小阿仁村				5	24	29		1		1
藤里町		1			5	6				
三種町			1	14	24	39				
八峰町				3	20	23				
五城目町				399	200	599				
八郎潟町				8	19	27				
井川町			1	3	15	19	1			
計	8	2	6	3,938	2,839	6,793	10	2	10	12

イ 事業所の被害 (8月17日現在)

(単位:件)

市町村名	計	床上 浸水	床下 浸水	機械 設備 被害	車両 被害	商品等 被害	建物 被害	その他	調査中
秋田市	214	95	12	37	29	18	7	13	3
能代市	28	9	2	4	2	3	1	3	4
横手市	1	0	0	1	0	0	0	0	0
男鹿市	28	0	0	2	0	1	2	23	0
由利本荘市	2	0	0	0	0	1	0	1	0
潟上市	6	3	0	0	0	0	3	0	0
大仙市	22	7	4	3	1	1	1	2	3
北秋田市	4	0	0	0	0	0	0	4	0
仙北市	28	2	0	3	0	0	0	23	0
上小阿仁村	9	4	0	3	0	2	0	0	0
三種町	8	2	0	3	0	2	0	1	0
八峰町	30	0	2	7	0	7	0	14	0
五城目町	104	49	14	17	2	7	1	10	4
八郎潟町	6	4	0	1	0	1	0	0	0
井川町	1	0	1	0	0	0	0	0	0
計	491	175	35	81	34	43	15	94	14

(3) 農林水産関係の被害 (8月17日現在)

被害総額：13,751,181千円

区分	被害内容		
	主な被害内容	数量	被害額(千円)
農作物等	水稻	5,166ha	2,192,916
	大豆	2,012ha	163,564
	園芸作物等(ねぎ、えだまめ、花き等)	480ha	598,257
	小計	7,658ha	2,954,737
栽培施設等	畜産施設	1戸	4,401
	パイプハウス	28棟	21,108
	農業機械	433台	251,662
	建物等	15件	11,604
	小計	—	288,235
農地・農業用施設	農地(畦畔崩落・土砂流入等)	1,193箇所	4,236,477
	農業用施設(水路・ため池の損壊等)	1,810箇所	3,540,320
	小計	3,003箇所	7,776,797
水産物・水産施設	養殖施設(養殖魚の流出・へい死等)	1件	5,940
	漁港施設(流木・ゴミ等の流入)	1件	6,000
	小計	2件	11,940
林地・林道施設	林地(崩落等)	42箇所	1,437,500
	林道(路肩崩落等)	258路線 656箇所	1,269,472
	小計	698箇所	2,706,972
林業施設等	木材加工施設	2件	5,500
	高性能林業機械	3件	7,000
	小計	5件	12,500
合計			13,751,181

(4) 公共土木施設被害 (8月17日現在)

被害総額 18,156,200千円

(単位：千円)

種別	県分		市町村分		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
河 川	229	11,074,200	69	1,125,500	298	12,199,700
道 路	12	1,764,000	79	2,313,500	91	4,077,500
橋 梁	2	1,020,000	3	349,000	5	1,369,000
公 園			1	10,000	1	10,000
下水道			1	500,000	1	500,000
計	243	13,858,200	153	4,298,000	396	18,156,200

(5) 河川の状況

16河川で氾濫発生（内川川、太平川、檜山川、三種川、塙川、水沢川、新城川、鵜川川、比詰川、馬場目川、入見内川、小阿仁川、馬踏川、種梅川、悪土川、岩見川）

(6) 道路の通行規制（8月17日現在）

- ・全面通行止め 6路線 7箇所
- ・片側交互通行 8路線 11箇所
- ・規制解除 49路線 86箇所

<参考>規制最大時（7月16日10時）

- ・全面通行止め 36路線 55箇所
- ・片側交互通行 2路線 6箇所

○ 秋田中央道路トンネルの状況

対面通行に向けて、現在、排水ポンプ等の更新作業を進めている。

(7) 医療施設・社会福祉施設の被害状況

医療施設 6市町 計79施設（うち休診中2施設）※8月17日現在

社会福祉施設 8市町 計84施設（うち休業中5施設）※8月17日現在

(8) 交通機関への影響（8月17日現在）

ア 鉄道

- ・秋田新幹線や全てのJR在来線、第三セクター鉄道において運休・区間運休が発生し、一部区間では運休が長期化したが、8月11日には全路線で運転を再開

イ バス

- ・秋田市内的一路線（太平線）を除き通常運行

(9) ライフライン被害（8月17日現在）

区分	市町村・被害状況等	復旧状況
停電	9市町村 (秋田市、能代市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、上小阿仁村、藤里町、八峰町、五城目町) 最大停電戸数：計4,292戸	7月18日12:23までに 全戸復旧

区分	市町村・被害状況等	復旧状況
断水	<p>5市町（秋田市 281戸、男鹿市 3,614戸、八峰町 1,318戸、五城目町 3,495戸、井川町 2,250戸） 最大断水戸数：計10,958戸</p> <p>【自衛隊による給水支援】</p> <p>八峰町：7日間 60,237Lの給水 派遣要請 7月16日 6:00 撤収 7月22日 17:00</p> <p>男鹿市：4日間 86,000Lの給水 派遣要請 7月16日 9:00 撤収 7月19日 20:00</p> <p>五城目町：8日間 204,255Lの給水 派遣要請 7月17日 8:00 撤収 7月24日 19:00</p>	7月27日20:00までに全戸復旧

(10) 観光（宿泊施設等、観光行事）への影響及び対応状況

- ・県内の主要宿泊施設（98施設）に対する聞き取り調査では、直接被害のなかつた地域を含め、ほぼ全ての施設でキャンセルが発生
- ・風評被害対策として、ウェブサイトやSNSにより交通機関の運行再開等の情報を発信したほか、東京駅や秋田駅でPRイベントを実施

2 被災市町村の支援

(1) 応援職員の派遣及び他県市町村からの受入

ア 県及び県内市町村職員の派遣

①災害時の相互応援協定に基づく派遣

- ・派遣期間 令和5年7月20日から8月31日まで（予定）
※3日間を1クールとし、全14班（回）編制（8月13日を除く）

- ・派遣先 五城目町（7月17日付け要請、20日から派遣開始）
秋田市（7月18日付け要請、23日から派遣開始）

- ・受入人数 延べ2,113人

実績（7月20日から8月17日まで）

県職員：延べ 598名

市町村職員：延べ 819名

計 延べ1,417名（五城目町472名、秋田市945名）

※従事業務：給水業務、避難所運営、避難者入浴送迎支援、家屋被害調査
・罹災証明発行業務 等

※秋田市への派遣は、8月16日までの40人/日の派遣を、8月17日からは45人/日、8月19日からは50人/日に強化

②災害復旧支援業務に係る派遣

- ・派遣期間 令和5年8月12日から
- ・派遣先 五城目町（町災害対策本部事務局）
- ・派遣者 総務部総合防災課職員等

※従事業務：災害復旧支援全般に関する助言・指導

③応急給水業務に係る派遣

- ・派遣期間及び期間の延長 令和5年7月16日から26日まで
- ・派遣先 男鹿市、八峰町、五城目町、井川町
- ・派遣元・受入人数
秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市
から受入（計8市） 延べ105人

イ 総務省応急対策職員派遣制度による受入

①派遣要請日

- ・令和5年8月10日

②受入期間

- ・令和5年8月17日から8月31日まで（予定）

③派遣先

- ・秋田市

④派遣元・受入人数

- ・北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県（7道県）
延べ600人程度（40人/日程度）

ウ 他県市町村からの受入

①秋田市

- ・受入期間 令和5年7月20日から8月31日まで（予定）

- ・派遣元・受入人数

東京都、岩手県、福島県相馬市、宮城県美里町など、1都1県19市2町
から受入 延べ1,304人

②男鹿市

- ・受入期間 令和5年7月18日から19日まで

- ・派遣元・受入人数

青森県青森市、八戸圏域水道企業団など、3市2水道企業団から受入
延べ24人

③五城目町

- ・受入期間 令和5年7月22日から27日まで

- ・派遣元・受入人数

宮城県仙台市、石巻地方広域水道企業団など、3市1水道企業団から受入
延べ42人

エ 今後の予定等

- ・災害時の相互応援協定に基づく派遣については、引き続き 1 日当たり 50 名程度を予定
- ・総務省応急対策職員派遣制度による他道県の応援職員については、引き続き 1 日当たり 40 名程度を受入予定

(2) 県有地・県有施設の貸与等

ア 自治研修所の一時使用

令和5年7月20日から、県内外からの応援職員の宿泊施設として自治研修所を提供（最大90室）

これまで、横浜市、仙台市など21団体延べ1,010人が宿泊（8月17日現在）

イ 県の公用車の活用

秋田市における家屋被害調査が円滑に行われるよう、応援職員の派遣と併せて県の公用車を活用（最大15台/日）

対応期間：令和5年8月14日から8月31日まで（予定）

ウ 旧秋田空港跡地における廃棄物等の仮置き

廃棄物の仮置きについては、秋田市環境部が現場管理を実施

被災車両の仮置場としても利用されており、合計約 6 万平方メートルを使用する見込み

(3) 自衛隊等の活動

ア 自衛隊による災害派遣

災害派遣要請	派遣先	活動状況	撤収日時
7月16日 6:00	八峰町	給水支援 7日間、延べ74名 60,237 L 給水	7月22日 17:00
7月16日 9:00	男鹿市	給水支援 4日間、延べ54名 86,000 L 給水	7月19日 20:00
7月16日 13:00	中通総合病院 (秋田市)	緊急患者搬送 1日間、延べ40名、 16名搬送	7月16日 16:30
7月17日 8:00	五城目町	給水支援 8日間、延べ171名 204,255 L 給水	7月24日 19:00
7月21日 13:00	秋田市	災害廃棄物輸送 7日間、延べ516名、 888 t 輸送	7月28日 8:00

イ 海上保安庁巡視船による給水支援

派遣要請	派遣先	活動状況	撤収日時
7月16日 9:00	男鹿市 (船川港)	巡視船「しもきた」 による給水車・住民 向け給水支援 5日間、198,000L	7月20日 17:00

3 災害復旧に向けた取組と今後の対応方針

(1) 災害救助法の適用

7月15日19:00に、秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の7市6町2村に災害救助法の適用を決定した。

ア 避難所の設置

14市町村が設置

イ 住宅の応急修理

10市町が、住宅の応急修理を実施予定

ウ 応急仮設住宅の供与

秋田市、五城目町が賃貸型応急住宅を供与予定

エ 食品の給与

14市町が、食品を給与

オ 飲料水の供給

秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、八峰町、五城目町、井川町が飲料水を供給

カ 生活必需品の給与・貸与

秋田市、三種町が、生活必需品を給与

キ 学用品の給与

秋田市、五城目町、県教育庁が、小学生、中学生、高校生へ学用品を給与

(2) 国等への要望

ア 要望先

7月21日 谷内閣府特命担当大臣（防災）

7月22日 公明党

7月24日 石井国土交通副大臣

7月26日 菅前内閣総理大臣、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
〃 岸田内閣総理大臣（オンライン）、斎藤国土交通大臣

7月27日 環境省

8月 3日 参議院災害対策特別委員会

イ 要望事項 激甚災害の早期指定、内水氾濫対策への支援、公共土木施設・農林
災害の復旧支援

(3) 農林水産被害への対応

ア これまでの対応

- ・被害状況の把握と技術職員の派遣による市町村支援
- ・秋田県農作物異常気象対策本部による技術情報の随時発信と地域振興局による現地指導
- ・復旧事業への早期着手や共済金等の早期支払いを国へ要望
- ・畦畔崩落や水路への土砂流入等に対する応急措置を促進
- ・林道の路肩崩落等に対する応急措置を促進

イ 復旧に向けた支援策

①生産面の支援

- ・被災した農業生産施設や農業機械の復旧等の支援
- ・追加防除に要する薬剤、再生産に向けた種苗・資材の購入等の支援

②経営面の支援

- ・被災農業者の経営再建に向けた県独自資金の融資による支援

③農地・農業用施設／林地・林道施設の復旧支援

- ・被災状況（採択基準）に応じて、国や県独自の復旧事業による支援
- ・災害査定の準備など、市町村等に対する技術支援

(4) 公共土木施設災害への対応

ア 応急措置等

①道路

- ・8月17日現在、法面崩落等通行に支障のある15路線26箇所について、応急復旧を実施のうえ規制を解除
- ・全面通行止め6路線、7箇所については、道路利用状況や迂回ルートの有無を踏まえながら、応急復旧を実施する予定

②河川

- ・岩見川（秋田市）、馬場目川（五城目町）など48河川234箇所において、大型土のうやブルーシート等により応急対策を実施中

イ 災害復旧事業

応急復旧により被害拡大を防ぐとともに、今後予定している災害査定に向けて調査・設計を実施

ウ 今後の治水対策

雄物川下流域（太平川ほか）、米代川下流域（悪土川ほか）、馬場目川水系（馬場目川ほか）について、国・県・関係市町村が連携し、流域治水における追加対策をハード・ソフト両面から検討していく予定

(5) 学校施設災害への対応

ア 公立小中学校

- ・秋田市立3小学校、1中学校について、文部科学省へ災害復旧事業の申請を予定している。

イ 県立高校

- ・五城目高校陸上グラウンドについて、文部科学省への災害復旧事業の申請に向け、実施設計等の手続を進めている。
- ・その他の高校の被害については、既存予算での対応を予定している。

ウ 私立高校

- ・聖霊女子短期大学付属高校について、激甚災害指定を見据え、文部科学省への災害復旧事業の申請に向け、準備を進めている。
- ・同校では、仮設電源の設置等により、校舎2～5階で授業を再開している。

(6) 医療施設・社会福祉施設災害への対応

政策医療を提供する医療施設（診療所を含む）、特別養護老人ホームや介護老人保健施設など国の災害復旧費補助金の対象となる施設については、被害状況を丁寧に聞き取りし、国に報告しており、災害査定に向けた準備を進めている。

(7) 中小企業者等への対応

ア 特別相談窓口の設置

資金繰りや経営等に関する特別相談窓口を設置（県、あきた企業活性化センター（よろず支援拠点）、商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会、県内に本支店を有する金融機関、信用保証協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）

【相談件数】429件（8月17日現在）

イ 制度融資による金融支援

事務所又は事業所が罹災した県内中小企業者への資金繰り支援である「中小企業災害復旧資金」により、今般の大雨による被災者に対する、より効果的な支援を行うため、間接的被害も対象とするなど、要件を緩和。

【融資限度額】3,000万円

【融資利率】年1.35%（セーフティネット4号認定時は年1.15%）

【保証料率】0%

【貸付期間】10年（うち据置期間2年）

【貸付件数】1件（8月17日現在）

4 被災者への支援

(1) 災害弔慰金・見舞金の給付

ア 災害弔慰金

大雨災害により亡くなられた方の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき市町村が支給する災害弔慰金の一部について負担する。

【負担金の交付先】八郎潟町（1名）

【負担割合】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【支給額】死亡した遺族が受給遺族の主たる生計維持者であった場合
500万円

※令和5年8月10日1件支給完了

イ 災害り災者見舞金

床上浸水等の被害を受けた「り災者」へ災害り災者見舞金の給付を行う。

【給付対象及び見舞金の額】

死者又は行方不明が生じた世帯 60万円

住宅を全壊、流失、半壊又は床上浸水した世帯

・自己所有の家屋で現に住宅の用に供している家屋の被災世帯主
全壊、流失 60万円 (20万円)
半壊、床上浸水 20万円 (6万円)

※カッコ内は、借家の場合の金額。

【給付状況】

8月17日現在の実績 76件 1,546万円

給付完了 男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、
藤里町、三種町、八峰町、八郎潟町、井川町

給付手続中 秋田市、能代市、五城目町

(2) 災害援護資金の貸付

大雨災害により被害を受けた世帯主に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき貸付を行った市町村に対する原資の貸付

【実施主体】市町村

【対象者】住宅が全壊・半壊、家財が3分の1以上の損害を受けた場合 等
※所得制限あり

【貸付限度額】被害の程度により異なる（最高350万円）

【貸付割合】国2/3、県1/3

【利税率】年3%以内で市町村が条例で定める率（据置期間中は無利子）

【償還期間】10年（据置期間3年を含む）

※実施主体である市町村が住民へ貸付した額が確定した後に、県が市町村に貸付を行う。

(3) 被災者生活再建支援法による住宅全壊世帯等への支援金支給

令和5年8月7日付けで被災者生活再建支援法の適用を決定し、生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県の拠出金と国の補助金からなる被災者生活再建支援基金より支援金を支給

【適用市町村】秋田市、五城目町

【対象者】住宅が、全壊、大規模半壊及び中規模半壊した世帯 等

【支援金】被害の程度、住宅の再建方法等により異なる（最高300万円）

※被災者からの申請により、公益財団法人都道府県センターから支給される。

(4) 県営住宅の貸与

大雨で被災した方の一時的な住居として、県営住宅を令和6年3月まで無償提供

※84戸の入居が決定（8月17日現在）

(5) 住宅リフォーム推進事業の活用

- ・自然災害により、住宅被害が広域的に発生した場合、被災した住宅の復旧工事を支援するため、補助対象工事費の10%、8万円を限度に補助
- ・今回の甚大な被害状況に対応するため、補助要件（建設業者等）を緩和

(6) 生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の周知

低所得世帯や高齢者世帯等が生活費や建物補修費等に利用できる生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金について、県公式ウェブサイトや新聞広告により周知

(7) 義援金の募集

県、被災市町村、県社会福祉協議会、報道機関、市長会、町村会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会で構成する「秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会」を組織し、10月31日まで義援金を募集

※8月17日現在の実績 1,703件 総額107,676,237円

(8) 災害ボランティアセンター等の設置・活動状況

市町村災害ボランティアセンター

8月17日現在

市町村社協	設置日	活動開始日	活動延べ件数 (件)	ボランティア 延べ人数 (人)	備考
秋田市	7/17	7/19	798	4,404	
能代市	7/18	7/18	77	499	7/28閉鎖
男鹿市	7/18	7/19	15	141	7/23閉鎖
仙北市	7/19	7/20	1	4	7/26閉鎖
上小阿仁村	7/19	7/20	9	50	7/23閉鎖
五城目町	7/19	7/19	381	3,237	

※ 災害ボランティアバス参加者を県北・県南から募集し、秋田市で27人、

五城目町で32人が被災家屋から土砂出しなどの活動を実施

(県北8月9日、10日 県南8月8日、10日)

※ 県では、県社会福祉協議会に災害ボランティア支援センターを設置し、市町村センターの運営を支援しているほか、被災地以外の県内市町村社会福祉協議会や北海道・東北ブロック道県社会福祉協議会の応援職員の派遣により、更なる支援を実施

(9) 被災者の健康管理等

- ・被災者の健康観察等の応援として、県の保健所等から保健師を派遣し、市町村の取組を支援してきたところであり、引き続き、市町村からの支援要請にできる限り対応
- ・子ども・女性・障害者相談センターにおいて、被災後に起こりやすい、人の「こころの変化」と「こころのケア」についてまとめたリーフレットの作成や電話相談対応を実施
- ・自宅避難者に対しては、県社会福祉協議会を通じて市町村社会福祉協議会・民生児童委員協議会の協力のもと、民生・児童委員による生活再建に向けた相談対応等を実施

(10) 県税に関する救済措置

ア 申告等の期限の延長

災害により県税の申告・納付等が定められた期限までにできない場合に、災害の止んだ日から2月以内の範囲で、当該期限を延長することが可能
※災害の止んだ日とは、客観的に見て、税務上の申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日のこと。

イ 徴収の猶予

災害により財産に損害を受け、税額を一時に納付することができない場合に、原則1年以内の期間に限り、納付を延ばすことが可能

ウ 県税の減免制度

①個人事業税

【対象】災害により事業用資産（棚卸資産、事業用固定資産等）に被害を受け、損害の金額が事業用資産の総額の10分の3以上、かつ、個人の事業所得金額が1,000万円以下の場合 等

【減免額】事業所得金額、合計所得金額により、4分の1～全額を減免

②不動産取得税

【対象】災害により滅失又は損壊した不動産（条件あり）に代わる不動産を3年以内に取得した場合 等

【減免額】災害を受けた家屋の状態により、損壊の程度に応じて減免

③自動車税環境性能割

【対象】災害により滅失又は損壊した自動車・軽自動車（条件あり）に代わる自動車を3月以内に取得した場合 等

【減免額】滅失又は損壊した自動車等により異なる

④ 軽自動車税環境性能割

【対象】災害により滅失又は損壊した自動車・軽自動車（条件あり）に代わる軽自動車を3月以内に取得した場合 等

【減免額】滅失又は損壊した自動車等により異なる

(11) 県公式サイト等による支援情報の提供

県公式サイト「美の国あきたネット」で支援情報をとりまとめたページを作成し、トップページに分かりやすく掲載するとともに、SNSでも随時情報を発信

8月2日の新聞広告、8月5日からのテレビ、ラジオCMにより、支援情報に関する広報を実施

令和5年8月2日 新聞廣告

台湾チャーター便の就航について

令和5年8月21日
観光文化スポーツ部

秋田空港と台湾・桃園国際空港を結ぶチャーター便が12月10日から週2往復で運航される見込みとなった。秋田空港における国際チャーター便の運航は、令和元年12月以来、約4年ぶりとなる。

1 運航概要

(1) 運航期間

令和5年12月10日（日）～令和6年3月31日（日）

(2) 運航日

木曜日、日曜日

(3) 運航区間

秋田空港 ～ 台湾・桃園国際空港

(4) 運航会社

タイガーエア台湾（台湾虎航）

(5) 販売旅行会社

スタートラベル（燦星國際旅行社）



※ 運航内容は関係当局の認可を前提としたもの

※ 運航時間や使用機材等は調整中

2 台湾での共同記者発表について

8月22日～25日に予定している台湾トップセールスにおいて、タイガーエア台湾、スタートラベル、秋田県の3者による共同記者発表を行う。

日 時 令和5年8月22日（火）14：30～（現地時間）

場 所 リージェント台北